

横浜市二俣川地域ケアプラザ指定管理者公募についての質問と回答

令和4年2月16日
旭区役所福祉保健課

横浜市二俣川地域ケアプラザ指定管理者の公募について寄せられた質問について、次のとおり回答します。

質問1	指定申請書をはじめとする様式から「印」が消えているが、これは、「応募書類の作成にあたり押印は不要」という事で、よろしいでしょうか。
回答1	令和3年度から指定管理者選定に係る各書類への押印は原則として廃止しています。そのため、今回の選定に係る応募書類への押印は不要です。

質問2	提案書を作成するにあたり、費用の端数処理について質問させていただきます。按分処理を行った際に生じる端数は、四捨五入でよろしいでしょうか。その場合、同数（0.5と0.5）の場合は、どちらに加算すればよろしいでしょうか。指定管理料と法人との按分の場合、地域活動交流と包括との按分の場合。
回答2	横浜市として、今回の選定に係る提案書を作成いただくにあたっての端数処理の方法について指定はありません。過度に偏るといったことがないように、適切に処理してください。